

条件 区分	建 築 に 関 す る 学 歴 又 は 資 格		建 築 実 務 の 経 験 年 数	
(一)	大学（旧制大学を含む）	課 程	卒業後2年以上	
(二)	3年制短期大学（夜間部を除く）		建築又は土木	卒業後2年以上
(三)	2年制短期大学		建築又は土木	3年以上
	高等専門学校（旧制専門学校を含む）		建築又は土木	4年以上
(四)	二級建築士		二級建築士として4年以上	
(五)	その他国土交通大臣が特に認める者 （平成20年国土交通省告示第745号ほか）	建築設備士	建築設備士として4年以上 所定の年数以上	

(注) (一)～(三)に掲げる学校は、学校教育法、旧大学令、旧専門学校令によるものです。(五)の告示で認定された学校以外の学校（外国の大学等）を卒業して、それを学歴とする場合には、建築士法において学歴と認められる学校の卒業者と同等以上であることを証するための書類が必要となります。提出されないときは、「受験資格なし」と判断される場合があります。

\* 詳細は受験申込に必要な証明書類等により確認して下さい。